



協約協定の締結から1か月以上経過も、 未だに組合掲示板の設置が許可されない職場があります！

Hachioji MAIL NEWS 2020.6.14 No.091

**「社内規定」を理由に、掲示板設置を許可しない会社！
会社の対応はコンプライアンス違反だ!!**

ある職場でのやりとりのイメージ

みんなが見やすいよう、この場所に組合掲示板を設置させてください！

この場所は「掲示板が設置できない箇所」という社内規定によって許可ができません。現場長

「労使間の取扱いに関する協約」で「組合掲示板は組合活動に必要な情報・宣伝・告知を行うためにあるもの」と定めており、いまだ掲示板が設置されない職場では現場長に対して組合員が気兼ねなく閲覧出来る場所への設置を再三再四求めています。

しかし、「社内規定により許可出来ない」「支社労務課の指導により許可出来ない」といった対応によって、組合掲示板が設置されていません。

協約には「就業規則等の諸規程が労働協約に抵触する場合は労働協約が優先」「正当な組合活動の自由を認め、不利益扱いをしない」と定められています。

社内ルールを理由に組合掲示板の設置を許可しない対応は協約違反の不当労働行為になります！

信義誠実の精神に則り、協約に基づく対応を求めます！



各職場では「労使間の取扱いに関する協約」第63条に謳われている「組合活動に必要な宣伝、報道、告知が行える箇所」への組合掲示板設置の許可を求めてきました。しかし、一部職場では「会社が指定した場所以外の設置は認めない」と現場長が回答し、組合側も対案を示すなど議論を重ねてきましたが、未だに組合掲示板が設置されていません。

各職場では総対話行動や職場集会を開催し、この間の経緯と労使間協約を遵守させる重要性を全組合員で認識一致させてきました。

会社による「不利益扱いの不当労働行為」を許さず、正当な組合活動が行えるよう立川車掌区分会と東所沢電車区分会から八王子地方本部に対して「要請書」が手渡されました。「要請書」を受け、支社に対して緊急の団体交渉を開催するよう求めています。

不当労働行為のない、健全で働きやすい職場を求めています